第１３回久慈市議会臨時会会議録

議事日程第１号

平成21年５月21日（木曜日）午前10時00分開議

第１　会期の決定

議会運営委員長の報告

第２　会議録署名議員の指名

第３　常任委員の選任

第４　議会運営委員の選任

第５　議案第１号から議案第５号まで及び報告第１号

提案理由の説明・総括質疑

委員会付託省略

議案第１号（質疑・討論・採決）

議案第２号（質疑・討論・採決）

議案第３号（質疑・討論・採決）

議案第４号（質疑・討論・採決）

議案第５号（質疑・討論・採決）

会議に付した事件

日程第１　会期の決定

議会運営委員長の報告

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　常任委員の選任

日程第４　議会運営委員の選任

日程第５　議案第１号　平成20年度久慈市一般会計補正予算（専決第１号）の専決処分に関し承認を求めることについて

議案第２号　市税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

議案第３号　平成21年度久慈市一般会計補正予算（第１号）

議案第４号　平成21年度久慈市老人保健特別会計補正予算（第１号）

議案第５号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

報告第１号　職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

出席議員（24名）

１番	梶谷武由君	２番	上山昭彦君
３番	泉川博明君	４番	木ノ下祐治君
５番	澤里富雄君	６番	藤島文男君
８番	畑中勇吉君	９番	小倉建一君
10番	山口健一君	11番	中平浩志君
12番	中塚佳男君	13番	佐々木栄幸君
14番	桑田鉄男君	15番	堀崎松男君
16番	大久保隆實君	17番	小野寺勝也君
18番	城内仲悦君	19番	下斗米一男君
21番	下舘祥二君	22番	大沢俊光君
23番	濱欠明宏君	24番	八重櫻友夫君
25番	髙屋敷英則君	26番	宮澤憲司君

欠席議員（１名）

７番　砂川利男君

欠員（１名）

20番

事務局職員出席者

事務局長	根井　元	事務局次長	澤里充男
庶務グループ総括主査	外谷隆司	議事グループ総括主査	長内　実
主査	津内口昌紀		

説明のための出席者

市長	山内　隆文君	副市長	菅原　和弘君
副市長	外舘　正敏君	総務企画部長	佐々木信蔵君
市民生活部長	野田口　茂君	健康福祉部長（兼）福祉事務所長	菅原　慶一君
農林水産部長	亀田　公明君	産業振興部長	下舘　満吉君
産業振興部付部長	猪久保健一君	建設部長（兼）水道事業所長	晴山　聰君
山形総合支所長	田老　雄一君	教育委員長	鹿糠　敏文君
教育長	末﨑　順一君	教育次長	中居　正剛君
選挙管理委員会委員長	鹿糠　孝三君	監査委員	木下　利男君
総務企画部総務課長（併）選管事務局長	勝田　恒男君	総務企画部財政課長	宇部　辰喜君
教育委員会総務学事課長	鹿糠沢光夫君	監査委員事務局長	松本　賢君

～～～

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

諸般の報告

○議長（宮澤憲司君）　諸般の報告をいたします。

市長から議案の提出があり、お手元に配付してあります。

この際、市長から教育委員会の委員長紹介のため発言を求められておりますので、これを許します。山内市長。

○市長（山内隆文君）　去る５月８日に開催されました第２回久慈市教育委員会議臨時会におきまして、任期満了による後任の委員長に鹿糠敏文氏が選任された旨の通知がありましたので、ご紹介を申し上げます。

〔教育委員長鹿糠敏文君起立、一礼〕

○議長（宮澤憲司君）　次に、人事異動に伴う幹部職員紹介のため発言を求められておりますので、これを許します。菅原副市長。

○副市長（菅原和弘君）　去る４月１日付で職員の人事異動を行いましたので、部長級の異動者を紹介させていただきます。

田老雄一山形総合支所長でございます。砂子勇会計管理者でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮澤憲司君）　次に、去る４月１日付をもって議会事務局職員の人事異動を行いましたので、紹介いたします。

事務局次長、澤里充男、主査、津内口昌紀、主任、佐々木久美、以上であります。

これより本日の議事日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　会期の決定

○議長（宮澤憲司君）　日程第１、会期の決定を議題といたします。

会期日程案に関し、委員長の報告を求めます。大沢議会運営委員長。

〔議会運営委員長大沢俊光君登壇〕

○議会運営委員長（大沢俊光君）　第13回久慈市議会臨時会の運営につきまして、去る５月19日、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

今臨時会で審議いたします議案は、市長提出議案５件と、常任委員及び議会運営委員の選任、合わせて７件であります。ほか、専決処分の報告が１件ございます。

このことから、今臨時会の会期は本日１日とすべきものと決しました。

各位のご協力をお願い申し上げ、ご報告といたします。

○議長（宮澤憲司君）　お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり、本日１日と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は１日と決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第２　会議録署名議員の指名

○議長（宮澤憲司君）　日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、桑田鉄男君、堀崎松男君、大久保隆實君を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３　常任委員の選任

○議長（宮澤憲司君）　日程第３、常任委員の任期満了による選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第７条の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君）　ご異議なしと認めます。よって、常任委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第４　議会運営委員の選任

○議長（宮澤憲司君）　日程第４、議会運営委員の任期満了による選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第７条の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君）　ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

この際、議事の都合により休憩いたしますが、休憩

に先立ち、委員会条例第９条の規定により、当職から各常任委員会及び議会運営委員会を招集いたします。

各常任委員会は、正副委員長互選のため、休憩後直ちに、総務常任委員会は第１委員会室に、教育民生常任委員会は第２委員会室に、産業経済常任委員会は第３委員会室に、建設常任委員会は第４委員会室にそれぞれ招集いたします。

次に、議会運営委員会は、正副委員長互選のため、各常任委員会散会後、特別会議室に招集いたします。

改めて文書による通知はいたしませんので、ご了承願います。

暫時休憩をいたします。再開は10時50分といたします。よろしくお願いします。

午前10時07分　　休憩

午前10時50分　　再開

○副議長（濱欠明宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

諸般の報告

○副議長（濱欠明宏君）　この際、諸般の報告をいたします。

各委員長から正副委員長が選任された旨報告がありました。

総務常任委員長に大沢俊光君、同じく副委員長に城内仲悦君、教育民生常任委員長に佐々木栄幸君、同じく副委員長に木ノ下祐治君、産業経済常任委員長に澤里富雄君、同じく副委員長に砂川利男君、建設常任委員長に下舘祥二君、同じく副委員長に八重櫻友夫君、議会運営委員長に中塚佳男君、同じく副委員長に堀崎松男君、以上のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第５　議案第１号から議案第５号まで及び報告第１号

○副議長（濱欠明宏君）　日程第５、議案第１号から議案第５号まで及び報告第１号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。菅原副市長。

〔副市長菅原和弘君登壇〕

○副市長（菅原和弘君）　提案いたしました議案５件の提案理由及び報告１件についてご説明申し上げます。

まず、議案第１号「平成20年度久慈市一般会計補正予算（専決第１号）の専決処分に関し承認を求めることについて」申し上げます。

この補正予算は、去る３月市議会定例会後において、地方債の同意予定額が決定されたことに伴い、２ページ、３ページの第１表、地方債補正のとおり専決処分したものであります。

補正の内容でありますが、農道等整備事業ほか４件について限度額を変更したものであります。

次に、議案第２号「市税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」申し上げます。

地方税法の改正につきましては、去る３月市議会定例会終了後の議員全員協議会におきまして、ご説明申し上げたところでありますが、地方税法等の一部を改正する法律が３月31日に公布されたことに伴い、平成21年度の市税賦課事務に支障を来すことのないよう、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、市税条例等の一部改正を３月31日に専決処分したものであります。

その概要について、議案の最後に付しております議案第２号の参考資料により、ご説明申し上げます。

議案第２号の参考資料「市税条例等の一部を改正する条例に係る改正要旨」をごらんいただきたいと思います。

第１の個人市民税についてでありますが、１点目は、平成21年分以降の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用があるもののうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において当該残額に相当する額を減額するという制度を創設したものであります。

２点目は、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例として、平成21年１月１日から平成23年12月31日までの間における上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を軽減税率10％、その内訳は、所得税７％、住民税３％としたものであります。

次に、第２の固定資産税についてでありますが、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、平成21年度から平成23年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置について、関係する規定の整備を行ったものであります。

まず、宅地等についてでありますが、平成21年度評

価替えに伴い、宅地等に係る負担調整措置の仕組みを継続するとともに、据置年度において地価が下落している場合に、簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続するものであります。

その内容についてでありますが、商業地等については、負担水準が70％を超える商業地等については、当該年度の評価額の70％を課税標準額とし、負担水準が60％以上70％以下の商業地等については、前年度の課税標準額を据え置き、負担水準額が60％未満の商業地等については、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の５％を加えた額を課税標準額とするものであります。

ただし、当該額が評価額の60％を上回る場合には60％相当額とし、評価額の20％を下回る場合には20％相当額とするものであります。

次に、住宅用地についてでありますが、負担水準が80％以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置き、負担水準が80％未満の住宅用地については、前年度の課税標準額に当該年度の評価額に住宅用地特例率を乗じて得た額の５％を加えた額を課税標準額とするものであります。

ただし、当該額が本則課税標準額の80％を上回る場合には80％相当額とし、本則課税標準額の20％を下回る場合には20％相当額とするものであります。

なお、据置年度において地価が下落している場合に、簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を平成22年度及び平成23年度も継続するものであります。

次に、農地についてでありますが、現行と同様の負担調整措置を平成21年度から平成23年度まで継続するものであります。

次に、第３の国民健康保険税についてでありますが、国民健康保険税の介護納付金に係る課税限度額を現行の９万円から10万円に引き上げたものであります。

第４のその他についてでありますが、関係法令の改正に伴う条項の文言整理及び期限の延長等、所要の整備を行ったものであります。

なお、条例の題名でありますが、３月市議会定例会終了後の議員全員協議会におきましては、「市税条例の一部を改正する条例」としてご説明申し上げたところでありますが、今回ご提案しております条例の題名は「市税条例等の一部を改正する条例」というふうに、「等」という文字がふえております。これは、地方税法の改正の施行期日等に違いがあることに伴い、市税条例の施行期日等を合わせる必要があることから、３本の市税条例に関する条例をまとめて改正したことによるものであります。具体的には、第１条及び第２条が「市税条例の一部改正」、第３条が「市税条例の一部を改正する条例の一部改正」となっております。

次に、議案第３号「平成21年度久慈市一般会計補正予算（第１号）」でありますが、今回の補正は、衛生班連合会が実施するマイマイガの駆除経費に対する補助金及び協同組合日専連久慈が実施するプレミアムつき地域商品券発行経費等に対する補助金を計上したもので、１ページのとおり、既定の予算額に歳入歳出それぞれ970万円を追加し、補正後の予算総額を188億500万1,000円にしようとするものであります。款及び項の補正額は、２ページ、３ページの第１表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、議案第４号「平成21年度久慈市老人保健特別会計補正予算（第１号）」でありますが、平成20年度、本特別会計は205万9,000円の歳入不足を生じる見込みでありますので、その相当額について本年度予算をもって繰上充用の措置を講じるとともに、前年度負担金の精算見込みにより返還金の補正をしようとするものであります。

歳入につきましては、８ページのとおり、前年度交付金及び負担金の精算見込み額として、１款１項支払基金交付金、１目医療費交付金に５万8,000円を、２目審査支払手数料交付金に１万2,000円を計上、この項合わせて７万円を計上いたしました。２款国庫支出金、１項国庫負担金、１目医療費負担金に239万9,000円を計上いたしました。また、歳出につきましては、10ページのとおり、２款諸支出金、１項１目償還金に41万円を、３款１項１目繰上充用金に205万9,000円を計上し、補正後の予算の総額をそれぞれ1,421万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第５号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」でありますが、この条例は、現下の社会経済情勢などを踏まえて緊急的に行った国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に基づき、平成21年６月に支給する期末手当及び勤勉手当の額を暫定的に減額しようとするものであります。

具体的な改正内容についてでありますが、一般職については、期末手当0.15月分と勤勉手当0.05月分の合

わせて0.2月分を、議員、特別職及び教育長については、期末手当0.15月分を、それぞれ暫定的に減額しようとするものであります。

なお、今回の減額は、人事院が行った特別調査による民間事業所の夏季一時金の決定状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の額の一部を凍結する、あくまでも暫定的なものであり、附則第２項で規定しているように、この条例施行後に予定される岩手県人事委員会の勧告の内容等を踏まえながら、必要な措置を講ずることとしているものであります。

次に、報告第１号「職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について」でありますが、本件は、本年２月25日、市内山形町荷軽部地内の県道戸田荷軽部線を走行していた市の保有する乗用車が、Ｕターンした際に、後方を走行していた相手方車両と衝突し、当該車両を損傷させたものであり、この事故に係る損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告するものであります。

なお、公用車の運転につきましては、今後さらに安全運転指導を徹底し、適切な運行に努めてまいりたいと考えております。

以上で、提案理由及び報告の説明といたします。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（濱欠明宏君）　これより提出議案に対する総括質疑に入ります。質疑を許します。18番城内仲悦君。

○18番（城内仲悦君）　これは３号議案ですね、この一般会計補正予算の今提案説明があったわけですけど、地域活性化・経済危機対策臨時交付金から970万円、歳入で見ているわけですが、情報によれば、このたび３億9,100万円ぐらいの試算額が出て、交付される算定額が出ておりますが、この３億9,000万円がそのとおりなのかどうかというのが第１点。

それから、今回、この活性化交付金を使って日専連あるいはマイマイガ対策に使うということの提案に絞って、要綱を見ますと、例えばその事業例では、この交付金は地球温暖化対策あるいは少子高齢化社会への対応とか、それから安全・安心の実現とかあるんですが、その他となっていますけれども、今回は、こういうこの項で言うと、考え方でこの交付金が予算化されたのか、お聞かせいただきたい。

それから、今、新型インフルエンザ問題が急を要する課題になっているわけです。まだ岩手では出ていませんけど、東京までもう来たという状況の中で、この交付金を活用して対応ができることなのか、もう１点。

それから、先ほど言った３億9,000万何がしが交付金として入ってくるとすれば、大方は６月補正でかなり出てくるのではないかというふうに思うんですが、当然この留保財源があるわけですが、その辺の考え方はどうなっているのか、以上３点お聞かせください。

○副議長（濱欠明宏君）　佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

３億9,100万円、これは上限を示されてございます。

あと、交付金の意味合いでございますが、地球温暖化対策、少子高齢化対策への対応、安全・安心の実現、その他、将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かい事業を積極的に実施できるように、この地域活性化・経済危機対策臨時交付金が交付されるものであります。

あと、６月補正のことでございますが、きょうが締め切りになっておりますが、きょうまでの補正要求、その中にこの交付金を盛り込んだ部分を含めて要求を求めているものでございます。

以上でございます。

○副議長（濱欠明宏君）　18番城内仲悦君。

○18番（城内仲悦君）　そうしますと、いろいろ活用できるということですが、いわゆる新型インフルエンザ対策関係も含めて対応できるということでとらまえていいですか。

○副議長（濱欠明宏君）　佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君）　その要求内容を見なければよくわからないんでございますが、いずれその部分については対象となるであろうというふうに思っております。

○副議長（濱欠明宏君）　質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております全議案は、いずれも委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱欠明宏君）　ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

直ちに議案の審議に入ります。

議案第１号「平成20年度久慈市一般会計補正予算（専決第１号）の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。18番城内仲悦君。

○18番（城内仲悦君）　起債が確定したわけですが、この農道等整備事業の関係で、みんなそうですけれども、全部増額の確定になっていますけれども、これは多分畑田圃場整備関係の農道整備事業にかかわることじゃないかなと私は思っているんですが、そのとおりなのか。

途中まで舗装が完成をして、あと田沢川にかかる橋がこれから計画されているわけですが、今年度、この確定した予算の中で、起債が確定したわけですけれども、その予算の中で、どの程度まで行くのか、お聞かせください。

○副議長（濱欠明宏君）　亀田農林水産部長。

○農林水産部長（亀田公明君）　農道整備に係るこの起債の件でございますが、議員おっしゃったとおり、畑田地区についてもその事業の内容に含まれてございます。これはいわゆる起債の充当率90％ですが、これが100％認められたというふうなことで増額になっているものでございます。

畑田地区のこの基盤整備促進事業でございますけれども、施工延長が610メートル、うち舗装工600、路盤工が610メートルというふうな内容となってございます。

以上です。

○副議長（濱欠明宏君）　質疑を打ち切ります。

次に、討論でありますが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱欠明宏君）　討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第１号「平成20年度久慈市一般会計補正予算（専決第１号）の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱欠明宏君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第１号は承認されました。

次に、議案第２号「市税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。17番小野寺勝也君。

○17番（小野寺勝也君）　２点お尋ねいたします。

一つは、いわゆる株取引にかかわる軽減税率の延長の問題です。本税であると20％、これが10％軽減がさらに延長になるという内容だと思うんですが、久慈市でこれに該当する、いわゆる20年度実績でいいですが、人数及びこの軽減措置によっての減税額、どれぐらいなのか、お聞かせください。

２点目は、国保税の１万円の引き上げ、課税限度額の問題ですが、これの対象世帯、どのぐらいなのか。それから、あわせて新たな算定方式が追加になったというふうに聞いているんですが、いわゆる各種控除を控除した金額に限る、そういう新たな方式も対応できるというふうになったと思うんですが、これについての市の対応、どういう対応をなされるのか、まずお聞かせください。

○副議長（濱欠明宏君）　野田口市民生活部長。

○市民生活部長（野田口茂君）　それでは、今ご質問をいただきました上場株式等の部分についてでございますが、１年延長になったということでございまして、今回、久慈市において、これは平成20年度の状況で申し上げますと、上場株の配当の部分で該当いたしますのは18件でございまして、額で申し上げますと22万円ほどでございます。今回の部分の中で還付に当たる部分は５件で17万円ほどという状況でございます。

それから、国保に関してのご質問をいただきましたが、対象世帯はたしか36世帯ではなかったかというふうに思っております。それから、国保税の課税の方式ということにつきましては、従来どおり、久慈市の部分の中では従来どおりの方法で算定をしていくということでございます。

○副議長（濱欠明宏君）　質疑を打ち切ります。

次に、討論でありますが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱欠明宏君）　討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第２号「市税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（濱欠明宏君）　起立多数であります。よって、議案第２号は承認されました。

次に、議案第３号「平成21年度久慈市一般会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

議案の審議方法についてお諮りいたします。第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出ともそれぞれ款ごとに説明を受け、審議を行うことにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱欠明宏君）　ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

第１条、歳入歳出予算の補正、歳入13款国庫支出金、説明を求めます。佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君）　それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

８ページになります。13款国庫支出金、２項国庫補助金でありますが、１目総務費補助金に、国の景気対策に伴う地域活性化・経済危機対策臨時交付金970万円を計上いたしました。

以上です。

○副議長（濱欠明宏君）　質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱欠明宏君）　質疑を打ち切ります。

次に、歳出４款衛生費、説明を求めます。佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君）　10ページになります。４款衛生費、１項保健衛生費でありますが、４目環境衛生費に衛生班連合会が実施するマイマイガの駆除経費として、マイマイガ駆除緊急事業費補助金470万円を計上いたしました。

以上です。

○副議長（濱欠明宏君）　質疑を許します。14番桑田鉄男君。

○14番（桑田鉄男君）　皆さん方ご承知のことと思いますが、今、マイマイガの幼虫、毛虫が異常に発生をしているということで、まさに時宜を得た事業だなと、そういうふうに思うんですが、具体的な事業の内容についてお尋ねをします。

○副議長（濱欠明宏君）　野田口市民生活部長。

○市民生活部長（野田口茂君）　それでは、マイマイガに対するお答えを申し上げます。

今回、衛生班連合会において取り組みをいただきます事業でございますが、これにつきましては、衛生班の中においてそれぞれ具体の部分は決定されるというふうに伺っておりますが、今回、私どもと協議をし、申請があった部分についての中で申し上げますと、現在、久慈市が行っておりますマイマイガの駆除に対する事業でございますが、噴霧器の貸し出し、そして、加えて農薬の頒布ということでございます。そして、それが地域の中に安全を確認して取り組むということで、衛生班、町内会を対象としていたところでございますが、ただ、その事業だけにおいて対応し切れない部分があると。例を申し上げますと、地域の中にある廃屋とか、それから所有者は確定しているのに居住していない家屋、または周辺にある大きな木とか、地域の皆さんや個人で対応できない状況があるということから、昨年来、衛生班もそれぞれ取り組んできたところではございましたが、それらの部分について、今回、地域における発生状況をより具体に把握しているのは衛生班、町内会等であるということと、あわせて、その中で優先してやれる状況を確認できるのもまた地域であるということから、衛生班連合会を事業の主体として要望をいただきましたので、そちらに補助をし、やるということでございます。

ですから、今お話がありました部分の中で、現在、市が対応している事業よりは一歩踏み込んで地域の中の環境衛生の保全、保護に役立てる、効果のある事業になるのではないかと期待しているところであります。

○副議長（濱欠明宏君）　14番桑田鉄男君。

○14番（桑田鉄男君）　今お答えをいただきました。去年の今ごろの時期では、毛虫等につきましてもことしのようには多くなかったということで、いずれこれがまた成虫になって、また卵を産むとか、そういうふうになれば、非常に大きなことになるのかなと、そういうふうに思っています。いずれ、去年の例、例えば明りに集まるので、いろんなそれに対する対応等も必要になるのかなと、そういうふうに思っています。

今、毛虫状態の中では、なかなか小さいものであるし、その駆除も大変だろうなと、そういうふうにも思うので、これから、いずれ成虫なりになった場合の対応といいますか、対処、それらについても担当部、担当課では、広報、回覧等を使って、きめ細やかな指導等もしていただければいいのかなと、そういうふうに思うので、ひとつそのことも考え方をよろしくお願いをします。

今のところで出ているのは、例えば街灯、防犯灯等

についても消してほしいとか、そういうこともう既に私ども聞かされておりますので、そういうことも含めて、考え方、進め方をお尋ねをしたいと思います。

○副議長（濱欠明宏君）　野田口市民生活部長。

○市民生活部長（野田口茂君）　それでは、マイマイガについてお答えを申し上げます。

マイマイガの発生の状況等については、なかなか予測、予察というものは困難であるというふうに考えております。現在進めております久慈市の先ほど申し上げました事業に加えて、このたびの議決をいただきますと、久慈市衛生班連合会が主体的に取り組む事業によって、より効果的に、より広範に、そして若干今まで手の届かなかったところにその事業が広がっていくだろうということを期待しております。

この夏については、どういう状況になるかというのはまだ予断を許さないところではございますが、県の林業技術センターによりますと、葛巻町かいわい等のほうにおきまして、いわゆる核多角体病、ウイルスのことでございますが、いわゆる大量に発生しますと、みずからが種の保存のためにどこからかウイルスが出て、いわゆる天敵になるものでございますが、それの確認が10カ所ほどでなされているということも聞いておりまして、ただ、それが安心材料ではもちろんございません。ですから、引き続きその推移を見ながら、地域における消灯、それから昨年行いました誘蛾、集蛾、そういうような対応を含めて対策を講じていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○副議長（濱欠明宏君）　17番小野寺勝也君。

○17番（小野寺勝也君）　マイマイガ対策ですけれども、連合会が対応するということですが、そうすると、これは各衛生班からの申請を受けて対応するということになりますか、第１点。

それから、噴霧器の貸与、農薬の配布、言われましたけれども、いわゆる市内に衛生班というのはかなりの、100以上もあるんですか、上ると思うんですね。噴霧器の場合、聞けば、数台程度しかないというふうにも聞いているのですが、そういう貸し出しが対応できるのかどうか、２点目。

それから、３点目は、いわゆるこの事業で廃屋とか、それにも対応するものだと言われましたけれども、マイマイガの状況からいえば、いわゆる廃屋とか実際住んでいる住家あるいは公園とか私有地、区別なく存在しているわけですよね。そういう点では、やはりこの際、農薬、除虫剤の配布をですね、やっぱりかつてのウジ虫でしたか、のような、そういう各家庭でも使えるような、そういう広がりをとるべきではないのかというふうに思うんですが、お聞かせください。今のは３点目ですか。

４点目は、電柱の関係です。東北電力さん等では除去したというのは私も見たんですが、聞けば、ＮＴＴが管理している柱については対応なされていないというふうにも聞くんですが、それは事実ですか。もしそうだとすれば、やはりＮＴＴさんのコマーシャルでいえば、お客様本位、サービス第一ということを言われているわけですよね。そういう点からいえば、企業の社会的責任は言うまでもなく、やはり全体のそういう駆除にご協力いただくというのがあってしかるべきだと思うんですが、その辺のいきさつはどうなっていますか、お聞かせください。

○副議長（濱欠明宏君）　野田口市民生活部長。

○市民生活部長（野田口茂君）　それでは、マイマイガについてお答えを申し上げます。

今回の事業が各地区の衛生班からの申請を受けてやることかということでございます。当然に衛生班連合会が取りまとめてやるということでございますので、各地域でどれだけの駆除を対応してほしいかという要望を取りまとめた上で、緊急性、優先性等を考えながらやるということになろうかというふうに思います。聞くところ、今、予算を要求いただいたところの中でお伺いしたところによれば、２人ずつ、８人ですね、４チームをつくって、それぞれ毎日その駆除に当たれるような状況ということで伺っております。

それから、噴霧器の貸し出しということでございますが、確かにご指摘をいただいたとおり、久慈市そのものが所有している噴霧器というのは数は少のうございますが、今回の事業等において、それらの対応もし、そして、みずからが地域として取り組める部分についてはお取り組みをいただくと。先ほどもご答弁申し上げましたように、従来の農薬の頒布については、市は引き続き行ってまいりますので、そういう状況での駆除もできるということになります。

それから、廃屋等を区別なく、いろいろなところでと、存在していることからということでございますが、

これについては衛生班と協議をした中で、一つの基準と申しますか、という部分の中では、その地域にとって私所有で管理者がいてという状況があって、それが公益として必要性があるかというところの中で判断をしていきたいということになるだろうということでございました。ですから、逆を申しますと、ある方が共稼ぎでうちにいないので、うちに来てやってくれというような場合、やれる状況があって、やっていらっしゃらない部分については、従来どおり、個人の所有するものを個人が協力をしていただくという形になろうと思いますが、個人の力でできない部分について地域が取り組むというのが今回の事業の柱ではないかというふうに考えております。

それから、４点目の東北電力のお話をいただきましたが、たしか東北電力の電柱については、（発言する者あり）ええ、お話もいただきまして、それについてはやったということで前議会でお答えしたとおりでございますが、東北電力さんからお伺いしたところ、借りている電柱、いわゆる添架はしているけれども、本体がＮＴＴ柱であるというような状況もございまして、それらについては、責任の問題があって、協議したけれども、駆除できなかったというふうに伺っております。

なお、ＮＴＴさんについても、東北電力と同様に、こちらのほうから駆除のお願いはしたところでございますが、具体の中では取り組みがなされなかったというふうに思っております。

ただ、これにつきましては、今後もその状況を見ながら、個人は個人で取り組む、地域は地域で取り組む、それから事業所は事業所でということの中での協力は要請していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（濱欠明宏君）　17番小野寺勝也君。

○17番（小野寺勝也君）　答弁をいただきました。確認になりますが、いわゆる実際に民家ですね、住んでおられても、例えばお年寄り世帯であるとか、駆除しようにもなかなか大変だという状況があるわけですね。そういうケースについては、地域の衛生班との話し合いの中で、そういうケースについては柔軟に対応できるという受けとめ方でよろしいですね。それが第１点。

それから、これは時期的には大変遅いと思うんだけど、ＮＴＴさんですね、これはやはりぜひ、来年にも関係してくるわけでね、そういう善処方は強力に要請を改めてお願いしたいというふうに思います。お聞かせください。

○副議長（濱欠明宏君）　野田口市民生活部長。

○市民生活部長（野田口茂君）　それでは、お答え申し上げます。

高齢の世帯等についてということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、衛生班連合会等との協議の中での話になりますが、いわゆるそこの中で個人でできない、地域にとって公益、いわゆる地域の衛生環境を守るということで必要であればということでございましたので、そういう取り組みはできるものと認識しております。

それから、確かに時期が遅いというようなお話でありました。マイマイガはこの後どうなるか、先ほど申し上げましたように、予測困難な状況ではございますが、ＮＴＴ等を含めて他事業所にもそれぞれ駆除をいただくよう要望してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（濱欠明宏君）　質疑を打ち切ります。

７款商工費、説明を求めます。佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君）　７款１項商工費でありますが、２目商工業振興費に協同組合日専連久慈が実施をしますプレミアムつき地域商品券の発行及び記念イベント事業の経費として、地域商品券発行事業費補助金500万円を計上いたしました。

以上です。

○副議長（濱欠明宏君）　18番城内仲悦君。

○18番（城内仲悦君）　今、説明があったんですが、もう少し詳しく、プレミアム商品券が何枚というかね、出て、その記念イベントも入っているんだとすると、500万円の使い道はどうなっていくのか、もう少しわかるように詳しく、そして、その取り組みの期間は、市民も聞いているわけですから、議場を通じて聞いているわけですから、その辺もわかるようにお聞かせいただきたいと。

日専連久慈が対応したということですが、久慈には商工会議所という、もうちょっと大きい団体もあるわけですけれども、そういった点での協議もあったやに聞きますが、そこはなぜいかなかったのかを含めて、やはり具体的な動きといいますか、今、市がやっている国からの対応と、このプレミア商品券のタイミング

というのはやっぱり当然あるわけですけれども、この辺のことはどうとらまえているのか。他の新聞等を見ても、もう時期的にはかなり、３月段階で動いているところもあったし、もっと早い時期に動いたところもあったわけですけれども、遅きに失したとは言いませんけれども、いずれやることについては一定の評価はできるわけですが、この辺含めてお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（濱欠明宏君）　下舘産業振興部長。

○産業振興部長（下舘満吉君）　それでは、プレミアムつき地域商品券の内容についてお話をしたいと思います。

どのくらいの額を発行するのかということでございますが、販売総額は5,000万円を予定しておるということであります。したがいまして、5,000万円分で、それに10％のプレミアムがつくということでございますので、5,000万円で5,500万円分の発行ということになります。

次に、イベントの内容と、こういうことでございますけれども、これにつきましては、いわゆるこの商品券が速やかに販売されて、お使いをいただけるためにも、そういう記念イベント、発行記念イベントを実施することで活性化されるというようにしたいという考え方から、今回この記念イベントをするということでございまして、この内容につきましては、発行を６月１日からこのプレミアムの商品券を発売するわけでありますけれども、平成21年９月30日、今年の９月30日までにその商品券をお使いいただいたその中から抽選をして、いわゆる商品が当たる。今現在、正式決定のものという形になろうかと思いますが、賞品としては、Ａ賞として地デジ対応のカラーテレビを抽選の結果、賞品として出したい、さらには3,000円相当のべっぴん商品券を賞品として出したいと、このように考えていると伺っております。

さらには、時期的にちょっと若干遅かった部分もあるのではないかということと、県内あるいは県外の発行の状況を見ていれば、商工会、商工会議所等が主にやられているのではないかと、こういうご質問でございますが、これにつきましても、県内の各そういう団体あるいは県外でもそうですが、こういったことをなされているんだけれども、商工会議所さんとして取り組みのほうはいかがですかというような形は、私どもも12月あるいは１月、２月の時点でお話を申し上げ、ご検討をなされるよう勧めてきたところであります。

そういった中において、一つ、商工会議所で考えた時点では、やはり地域商品券を発行するという部分になりますと、期間が１年以内で発行するという形になりますと、財務局の方にそういう部分の登録がなされていないと発行できない。いわゆる６カ月以内だと、そういう登録をしなくても、不要で発行はできるんだけれども、それ以上になると発行できないというような部分がありましたので、その件を商工会議所あるいは日専連さん等とご協議をいただいた結果、こういう形での発売をするという方向になりました。

以上であります。

○副議長（濱欠明宏君）　１番梶谷武由君。

○１番（梶谷武由君）　一つ、二つ質問したいと思いますが、まず一つは、日専連が事業を行うと、それについての補助というふうな説明だったわけですが、取り扱う商品と、取り扱う商店は、日専連の加盟店のみというふうな理解でいいのか、できるだけ多くの、日専連に加盟していない商店でも取り扱えるような形での事業展開というのが計画されているかどうか、お伺いをします。

それから、プレミアムつき5,000万円相当分ということですが、これは他の例等を見れば、例えば1,000円券11枚を１万円で販売をするというふうなのが何となく想定されるんですが、どのような形になるかと。

それから、もう一つは、抽選については９月30日までに使用した分について抽選を行って、賞品のプレゼントというような、そのようなイベントもあったわけですが、商品券そのものの使用期限というのはどのような計画になっているか、お伺いします。

○副議長（濱欠明宏君）　下舘産業振興部長。

○産業振興部長（下舘満吉君）　それでは、３点ほどご質問いただきましたので、お答えをしたいと思います。

取り扱う商店の内容でございますけれども、議員お話しのとおり、日専連に加盟をしている商店のところでお使いいただけると。したがいまして、加盟をしていないところでは使うことはできないということです。したがいまして、日専連では、現在加盟している商店、そういったところ以外にも、今回、加盟の募集を行ったというふうに聞いておりますし、その結果、新たに

17店のお店の方々が加入をされたと、このようにも伺っております。

それから、販売の内容についてということでございますが、販売の内容は、今お話が議員の方からもありましたけれども、1,000円券11枚を１セットとして、これを１万円で販売すると、こういう販売の方法となります。

それと、使用期限でありますが、販売期間と有効期間でありますけれども、発行日より５年間ということで使えるというふうに設定をしていくというふうに伺っております。

以上でございます。

○副議長（濱欠明宏君）　質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

次に、討論でありますが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱欠明宏君）　討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第３号「平成21年度久慈市一般会計補正予算（第１号）」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱欠明宏君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号「平成21年度久慈市老人保健特別会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱欠明宏君）　質疑を打ち切ります。

次に、討論でありますが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱欠明宏君）　討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第４号「平成21年度久慈市老人保健特別会計補正予算（第１号）」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱欠明宏君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

質疑を許します。１番梶谷武由君。

○１番（梶谷武由君）　一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてですが、職員の給与については、人事委員会勧告、これに基づいて行うと。これはそのとおりで、これまでもそのとおり行ってきたわけですが、県の人事委員会が今回の勧告に当たってどのような調査を行ったのか。４月17日の時点ではその調査を断念したと、そのようなことも聞いているんですが、いつからいつまで実施して、その結果はどうだったのか、一つ目はお伺いしたいと思います。

それから、例年であると、秋ごろになって人事委員会勧告を行って、それらの過不足が生じた場合に年末に調整を行っているというのが実態なわけですが、現在のこのような経済不況の中で、それで国内の消費拡大を行っていかなければならない、内需拡大を行って、景気回復を行っていくという国の政策もあるわけですが、それらともこういう減額というのは逆行する動きになるのではないかと。夏季一時金の減額を、暫定的とはいえ、実施すべきではないのではないかと、通常どおりの人事院勧告に沿って行っていいのではないかと考えるんですが、今の段階で減額をすべきだというふうに考えたその理由をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○副議長（濱欠明宏君）　佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君）　第１点目の県の人事委員会の調査の内容ということでございますが、その調査内容については承知してないところでございます。ただ、国の人勧に倣いながら、県の人事委員会でも同様の勧告をしたというふうなことで承知をしているところでございます。

あと、経済に逆行しながら、いろんな部分があると、それで今回、条例改正の提案をどういう理由でというふうなことでございますが、国の人勧、それから県の人事委員会の勧告に倣い、今回提案をしたところでございます。

以上でございます。

○副議長（濱欠明宏君）　１番梶谷武由君。

○１番（梶谷武由君）　県の人事委員会における調査、その概要を承知していないということですが、調査の結果に基づいて勧告を行う、で、その勧告が行われたことについてどのように対応するかというのが、これは基本的なことだと思うんです。調査の内容も掌握していないというのはいかがなものかというふうに考えますが、ご答弁をお願いします。

○副議長（濱欠明宏君）　佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君）　国の方の調査の内容でございますが、特別調査の実施期間は４月７日から24日、18日間でございまして、特別調査企業数は2,669社、この企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の企業ということで、調査企業数のうち、調査完了率は2,017社というふうに伺ってございます。そういうふうな状況の中で、夏季一時金の減少率が13.2％の減額、減だというふうなことであります。そういうふうな全体的な調査の部分の結果、その勧告が出されたというふうに承知してございます。

○副議長（濱欠明宏君）　１番梶谷武由君。

○１番（梶谷武由君）　私がお尋ねしたのは、県の人事委員会の調査内容でございます。国の方についても調査した、そのことは存じてはいるんですが、夏季の一時金、これが確定をする前の段階の調査と、そして勧告を行ったということについては、大きな疑問を感じるところです。公務員の賃金、手当等が、これは民間へも大きく影響を及ぼすと、そのような状況がこれまでもずっと長い間あったわけですので、それらも踏まえながら考えた場合に、経済状況が非常に厳しい、このような状況の中で、単純に改正をして減額すべきというふうなことについては、余りにも安易な発想ではないかなというふうに思います。県の状況についてのお答えをお願いします。

○副議長（濱欠明宏君）　佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君）　県の人事委員会からの情報でございますが、従来どおり、職種別民間給与実態調査において県内民間事業所の支給実績を正確に把握した上で、職員の特別給と比較し、その結果を踏まえて勧告を行うことが適当と考えるなら、民間の極めて厳しい状況を反映した人事院勧告の内容も踏まえ、情勢適応の原則の観点から、本県としての対応を検討する必要があると判断したということでございます。

以上でございます。

○副議長（濱欠明宏君）　17番小野寺勝也君。

○17番（小野寺勝也君）　私も何点かお聞かせをいただきたいと思うんですが、今もありましたように、いわゆる人事院勧告、例年８月に入って勧告をしてというのが、恐らく人事院が発足して以来の流れだったと思うんですね。しかも、今もありましたように、民間ベースでいえば、一時金等も含めて８割前後は交渉中ということで、結果を見ていない、結論を見ていないという中で、これまでの流れやルールや、そういう実態の賃金の妥結状況等からしても、今回の今の時点での対応というのは極めて異常だと思うんですね。そういう点で、しかも提案説明でありましたように、本則じゃない、附則でうたって、しかも暫定だと、いわゆる時限立法だというやり方も、これまでに例のないやり方ですよね。そういう点で、これに至ったねらい、背景、目的、経済状況にかんがみというだけの説明では、なかなか納得いかないのではないかというふうに思いますので、改めて、ねらい、背景、目的、お聞かせください。

第２点は、新聞等で見ますと、平均で７万円前後じゃないかと、いわゆるダウン額がですね。そうすると、やっぱり地域経済にも一定の否定的な影響を及ぼすであろうというふうに思うんです。そこで、この措置に伴っての市職員全体でのカット額がどれぐらいになるのか。それから、久慈市内の民間でも市の給与に準じて対応している事業所、民間企業があると思うんですね。それらを含めた全体の額がどの程度で、地域経済に否定的な影響をどの規模で与えるのか、第２点目、お聞かせください。

それから、これは読売の19日付でしたが、岩手県の知事がこれをせざるを得ないと、で、今、労働組合との理解を求めるべく交渉中だという新聞記事があったんですが、市職員組合との交渉の経過、内容ですね。１人当たり平均すれば７万円前後、久慈市の場合、正確にどれぐらいになるかわかりませんけれども、これがダウンするとなるとね、これはやっぱり重要な労使交渉の交渉事項だというふうに認識をするんですが、その認識はいかがですか、お聞かせください。

○副議長（濱欠明宏君）　佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君）　今の時期に行った背景ということでございますが、いずれ国の方からは景気の急速な悪化に伴った民間企業の夏季一時金の大幅な減額が見込まれるというふうなことぐらいの情報しか、今のところ、詳細な部分については、細かいことについては、国の背景の考え方というのは承知してないところでございます。

あと、市職員全体の額ということですが、一般職で2,500万円というふうに現時点で推計してございますし、あと特別職、議員さんを合わせまして179万2,000

円ほどというふうに推計をしているところでございます。

あと、市の給与に準じてやっている企業数ということでございますが、今のその情報を持ち合わせておりませんので、ご了承願いたいというふうに思います。

それから、組合の交渉の過程でございますが、県の人事委員会の勧告が13日の午後に出たものでございます。それから、組合の方ともいろいろとお話をしてきましたが、日程調整の関係で、15日にお話し合いをして、18日ごろでしたか、月曜日、そのぐらいに話をしたと。こちらではできる限りの対応を、いわゆる時間がない中で、できる限りの対応をしたというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（濱欠明宏君）　17番小野寺勝也君。

○17番（小野寺勝也君）　部長の答弁は、国の方から発せられたものだと、背景等については承知していないという答弁ですよね。

そこで、菅原副市長にお尋ねいたしますが、確かに政府から、人事院から出たものだというのは、そのとおりですよね。しかし、今のような、背景、中身はわからないけれども、国から言われたというだけではね、これは自治体のあり方とすれば、上意下達じゃないんですから、その関係ではないんですから、やっぱり国にただすべきはただす、言うべきは言うということは、大事なのではないでしょうか。かつて菅原副市長のそういう持論をお聞きしたことがありますけれども、やっぱりただすべきはただす、言うべきは言う、そういう性格のものではないでしょうか、お尋ねいたします。

それから、もう一つは、部長、いわゆる１人当たり数万円もカットされるというのは、重要な労使交渉の交渉事項でしょう。違いますか。だとすればね、僕らに議会招集のあれがあったのは14日ですよ。14日にこういう議案を臨時会にかけるということですからね。それでは、これを、条例改正をするというのを最終的に庁議で決めたのはいつなんですか。そして、最初に組合と交渉したのは15日。これではね、流れからいったらね、まさに問答無用じゃないですか。やっぱりあるべき労使交渉の正常な関係をみずから壊すということになりませんか。改めてお聞かせをください。

○副議長（濱欠明宏君）　菅原副市長。

○副市長（菅原和弘君）　人事院で前例のない特別調査に至った経緯があるわけでございまして、急速な景気の減速ということに伴いまして、本年の民間企業の夏季一時金の決定状況、これは過去20年以上にわたって見られないほどの大幅な前年比マイナスがうかがわれるということから、緊急に特別調査を行ったというふうに聞いております。そういう特別調査を受けまして、引き下げの勧告をしたことになったわけでございますが、こういった民間企業の夏季一時金の大幅な減額が見込まれる中にあって、均衡の原則といった、民間の給与の動向等を見ながら、それと均衡を図っていくという観点から見ますと、公務員のみ夏季一時金に何も手をつけないというわけにはいかないというのが人事院の考え方だと思います。

それについて、久慈市としてやはり久慈市なりの物を申すべきではないかというご意見でございますが、久慈市におきましても、その情勢は大なり小なり同様のものであろうかと思います。

なお、勧告、凍結を見送るような自治体も、全国の中には、ごく少数でありますが、あるわけでございますが、例えば既に独自の給与の減額措置を行っているとか、あるいは現時点で既に凍結後の国の水準を下回っているといったようなところは、特段の理由があるということで見送ったところがあるようでございますが、久慈市におきましては、そういった特段の理由というのが見当たりませんことから、これまでと同様、人事委員会、人事院の勧告に沿って措置したいと考えておるものでございます。

○副議長（濱欠明宏君）　佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君）　確かに給与カットという部分については、重きを置いて労使協議などをやる必要があるというふうには認識してございます。

あと、14日に議会に提示して、その後に15日にということでございますが、14日に組合の方には申し入れしながら、どうしても日程調整ができなくて15日になった経緯でございます。私らもその努力をしながら、そういうふうな流れでございますが、いずれ今後においても、その辺については配慮していきたいというふうに考えてございますし、あと、暫定的な措置でございますし、今度８月、多分人勧が、本来の人勧があるでしょうし、10月ごろは県の人事委員会、それについても、今の部分について含めて、これを的確に対応してまいりたいというふうに考えます。

○副議長（濱欠明宏君）　４番木ノ下祐治君。

○４番（木ノ下祐治君）　先ほどからるる話が出ておるわけでございますが、労使交渉、そして賃金体系、全く私も理解できないわけではないんですが、しかしながら、今お話しされている部分は確かに大変な話なわけですが、実際問題として久慈市の財政、恐らく相当の財政不足に陥っているであろうと。我が久慈市議会、当局、この部分でこのまま放置していいわけがない。久慈市の財政をだれが担っていくのか。我々議会が担っていかなければ、これはどうにもならない。そして当局側。これは我々が責任を持たなければならない。当然職員の皆さんの危惧する部分は理解できます。しかしながら、財政が逼迫しておることは確かなわけです。これは議員の皆さんも当局も、だれしもがわかっている。当然我々も苦しい。だれかが、でもこれを担っていかなければならない。これは理解せざるを得ない。私はそのように思います。当局の皆さんも、これは大変苦労している点であろうと思います。だれかが責任を持たなければならない。当局は、この議案を出すに当たって、相当のご苦労があったであろうと推測しますが、我々議会もこれは理解し、そして協力していかなければならない。私はそのように思いますが、当局の皆さんはそれなりに答弁をしておるわけですが、市長の決意のほどをお聞かせいただければ、ありがたいです。

○副議長（濱欠明宏君）　山内市長。

○市長（山内隆文君）　木ノ下議員からは、市の財政状況を憂いていただきながら、なおかつしっかりと責任を持って前に進んでほしいと、そういった趣旨のご質問を賜りました。私ども、この人事院勧告の趣旨といったもの、その原点に思いをはせますと、やはり民間と公務員との給与のバランス、これを第三者機関である人勧が行うと、この仕組みは公務員制度の成り立ち上、必要不可欠の存在であろうと、このように思っております。そうした中で、国においては、さまざまな調査を行い、一定の結論を出した。国が調査に当たって出すその背景となったさまざまな民間の給与水準等々について、先ほど菅原副市長から話があったわけでありますが、それと大きく異なる要素を久慈市は持っていないということから、人事院等の勧告に基づいて私どももこのような決定をさせていただきました。今後も民間と公務員の給与体系、水準のあり方等々については十分に配意しながら、職員の皆さんとも意思を疎通させながら図ってまいりたいというふうに思っているところであります。ご理解賜りますようによろしくお願いいたします。

○副議長（濱欠明宏君）　質疑を打ち切ります。

次に、討論でありますが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱欠明宏君）　討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第５号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（濱欠明宏君）　起立多数であります。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

閉会

○副議長（濱欠明宏君）　以上で、本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これで第13回久慈市議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後０時03分　　閉会